

土浦市長 中川 清 殿
土浦市議会議長 矢口 清 殿
社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
会 長 中川 清 殿

土浦市監査委員 林 修
同 篠塚昌毅

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告いたします。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の実施日

- 1 事前監査 平成28年5月17日（火）、20日（金）
- 2 本監査 平成28年5月31日（火）

第3 監査対象の財政援助団体名

社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会

第4 監査の方法

平成27年度における出納その他の事務の執行状況が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等について、事前に関係帳簿、証書類等の検査を行い、本監査においては、土浦市社会福祉協議会職員等の出席を求め、事務局長からの提出資料の説明を受け、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の結果

出納その他の事務の執行状況は、一部の軽微な事項を除き、適正に処理されていると認められた。引き続き適正な事務処理にあたられたい。

災害ボランティアセンター関係事業については、参加者の研修を検討されたい。

また、ファミリーサポートセンター事業については、引き続き利用会員と協力会員の結び付けに、地域ケアシステム推進事業については、相談対応者のフォローの充実に、生活困窮者自立支援事業については、関係機関との連携と今後の事業展開の研究に、福祉の店については、引き続き収益につながる取組に、福祉バス管理運行事業については、利用者の一層の安全確保に、それぞれ努められたい。

なお、善意銀行や各種基金については、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現のため、今後とも有効活用されることを望むものである。